京都市生活支援サービス実態調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１　委託業務の背景・目的

平成２７年４月施行の改正介護保険法においては,「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025（平成３７）年を見据えて，高齢者ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう，介護，医療，生活支援サービスなどを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」を実現するため，多様な主体による多様なサービスを提供可能とする「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「新しい総合事業」という。）を平成２９年度までに実施することとされており，サービス提供体制の確保などの基盤整備を進めていく必要がある。

本調査は，これまでに高齢サポート及び京都市社会福祉協議会が把握している生活支援サービスの事業者への実態調査を行い，現状のサービスメニューとボリューム，メニューや提供エリア拡大の意向，運営上の課題等を把握するものであり，本調査によって必要な方に必要な生活支援サービスを提供するための基礎資料とすることを目的とする。

２　委託事業の概要

(1)　名称

京都市生活支援サービス実態調査業務委託

(2)　業務内容

別紙「京都市生活支援サービス実態調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3)　委託期間

契約締結日から平成２７年８月３１日まで

(4)　委託金額の上限

４，０００千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

３　参加資格

本プロポーザルに参加できるものは，次の各号に掲げる全ての要件を満たす法人その他の団体とします。

(1)　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

(2)　本市入札参加有資格者名簿に登録している者にあっては，参加申請時において京都市競争入札等取扱要綱及び京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3)　本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者にあっては，平成２７年４月１日現在において，引き続いて１年以上営業等を行なっており，かつ，納税義務者にあっては，消費税及び地方消費税，市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(4)　会社更生法，民事再生法等による手続きを行っている法人等でないこと。

(5)　団体又はその職員が暴力団の構成員でないこと。

(6)　本事業の主旨を十分に理解し，委託業務を実施できる規模のスタッフを有し，委託業務を的確に遂行できること。

(7)　個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じる体制を確保できること。

４　応募の手続等

(1)　スケジュール

応募手続に係るスケジュールは次のとおりです。ただし，やむを得ない事情により変更することがあります。

内　容	日　程
実施要領配布開始	平成２７年４月１０日（金）
質問書の提出期限	平成２７年４月１６日（木）午後５時
質問に対する回答	平成２７年４月２１日（火）
参加表明書の提出期限	平成２７年４月２３日（木）午後５時
企画提案書の提出期限	平成２７年４月３０日（木）午後５時
審査結果の通知（委託業者の決定）	平成２７年５月上旬<予定>
業務委託契約の締結	平成２７年５月上旬<予定>
履行期限	平成２７年８月３１日（月）

(2)　提出書類等

プロポーザルへの参加を希望する者は，次のとおり，参加表明書及び企画提案書を郵送又は持参により提出してください。

ア　参加表明書

（ア）提出書類

・参加表明書（様式１）

・事業者の概要が分かる書類（パンフレット等）

（イ）提出部数

上記（ア）の書類　各２部

（ウ）提出場所

「８　問い合わせ・書類提出先」参照

（エ）提出期限

平成２７年４月２３日（木）午後５時

イ　企画提案書

企画提案書は，次の（ア）記載項目順に作成し，見積書，経費内訳書とあわせて郵送又は持参により提出してください。なお，期限までに提出されない場合は，辞退したものとみなします。

（ア）記載項目

・　業務実施体制

・　過去の実績（類似事業）

・　業務内容の理解

・　仕様書４(1)及び(2)に記載している業務の範囲及び内容に対する企画提案

・　見積価格

（イ）提出部数

・　企画提案書　　６部　（うち，代表印を押印したもの１部）

・　見積書　　　　１部　（代表印を押印したもの）

・　経費内訳書　　１部

（ウ）提出場所

「８　問い合わせ・書類提出先」参照

（エ）提出期限

平成２７年４月３０日（木）午後５時

⑶　質問の受付及び回答

ア　質問期限

平成２７年４月１６日（木）午後５時

イ　提出方法

様式は自由とし，本市担当者宛てにＦＡＸ又は電子メールで提出してください。

ウ　回答方法

平成２７年４月２１日（火）に京都市保健福祉局長寿福祉課のホームページに掲載します。

５　応募に関する留意事項

ア　この公募手続において使用する言語及び通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

イ　失格となる参加表明書，企画提案書等

参加表明書，企画提案書等が次の事項の一つに該当するものは，失格となる場合がある。失格となった場合は，別途通知する。

（ア）　提出期限，提出先及び提出方法に適合しないもの

（イ）　指定する様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの

（ウ）　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

（エ）　虚偽の内容が記載されているもの

ウ　制約事項

（ア）　提出書類の作成及び提出に要する費用は，すべて提案者の負担とする。

（イ）　提出された書類は，事業者の選定以外には，提案者に無断で使用しない。

（ウ）　提出された書類は，事業者の選定を行う作業に必要な範囲において，複製を作成することがある。

（エ）　提出された書類は，提出期限後の差し替え及び再提出は一切受け付けない。

（オ）　提出された書類はすべて返却しない。

エ　ヒアリング審査の実施

必要に応じて，提出された企画提案書に基づきヒアリング審査を実施する場合がある。

６　事業者の選定等

(1)　事業者の選定方法

提出された書類の内容をもとに，本市が設置する選定委員会において，別表「評価表」に基づき審査を行い，最も高い評価を得たものを受託候補者として選定します。

(2)　選定結果の通知

選定結果は，平成２７年５月上旬に，提案者全員に書面により通知します。

７　契約の締結

次の事項を基本とし，受託候補者と契約を締結します。

(1)　契約金額

契約金額は，受託候補者の見積価格に基づき，受託候補者と協議のうえ決定する。

(2)　契約内容

契約内容は，仕様書，企画提案書の内容に基づき，受託候補者と協議のうえ決定する。ただし，提案内容は，実現を確約したものとみなす。

(3)　契約期間

契約の期間は，契約締結日から平成２７年８月３１日までとする。

(4)　特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は，すべて受託者の負担とする。

(5)　再委託の禁止

受託者は，本業務の履行を第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，本市が承認した場合はその限りでない。

(6)　契約保証金

免除する。

(7)　成果物の納品及び委託料の支払

受託者は，成果物を本市に納品する。成果物の納品に当たって，受託者は，事前にサンプルを本市に提出し，検査に合格する必要がある。本市は，受託者からすべての成果物の引渡しを受けた後に，受託者の請求により，委託料を支払う。

(8)　進ちょく管理

本市は，適宜，進ちょく状況について評価を行う。その結果，契約の目的を達成することができないと判断したときは，途中で契約を解除することができる。ただし，利用可能な成果物があるときは，その成果物を検査のうえ，検査に合格した成果物の引渡しを受けることがある。そのときは，その成果物に相応する委託料を支払うものとする。

(9)　かし担保責任

ア　本市は，成果物にかしがあるときは，受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し，又は修補に代え，若しくは修補と共に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠償を請求することができるものとする。

イ　本市は，本市の定めた履行期限までに，受託者によるかしの修補が困難なため，契約目的を達成することができないと認められるときは，契約を解除することができる。

ウ　ア及びイは，契約目的物のかしが支給品若しくは貸与品又は本市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし，受託者がその支給品若しくは貸与品又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

エ　ア，イ及びウによるかしの修補，損害賠償の請求及び契約の解除は，引渡しを受けた日から２年以内に行うものとする。

８　問い合わせ・書類提出先

京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課（担当：中村，垣内）

〒６０４－８１７１

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町５６６－１ 井門明治安田生命ビル２階

電　話　０７５－２５１－１１０６　ＦＡＸ　０７５－２５１－１１１４

電子メール　cyoujyu@city.kyoto.jp